

八代市告示第45号

騒音に係る環境基準の地域の類型をあてはめる地域の指定

環境基本法（平成5年法律第91号）第16条第2項の規定により騒音に係る環境基準（平成10年環境庁告示第64号）の地域の類型をあてはめる地域を次のとおり指定し、平成31年4月1日から施行する。

なお、平成24年3月30日八代市告示第17号（騒音に係る環境基準の地域の類型をあてはめる地域の指定）は、平成31年3月31日限り、廃止する。

平成31年3月29日

八代市長 中村博生

地域の類型		
A	B	C
第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域及び田園住居地域	1 第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域 2 風致地区 3 工業地域のうち十条町四番、福正元町十一番、福正元町十二番及び福正元町十三番の区域	1 近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域（B類型の区域を除く。）及び工業専用地域 2 用途地域以外の地域（風致地区を除く。）

備考

- 1 「第一種低層住居専用地域」、「第二種低層住居専用地域」、「第一種中高層住居専用地域」、「第二種中高層住居専用地域」、「第一種住居地域」、「第二種住居地域」、「準住居地域」、「田園住居地域」、「近隣商業地域」、「商業地域」、「準工業地域」、「工業地域」及び「工業専用地域」とは、都市計画法（平成43年法律第100号）第8条第1項第1号の用途地域をいう。
- 2 用途地域以外の地域とは、都市計画法第8条第1項第1号の用途地域が定められていない地域をいう。
- 3 「風致地区」とは、都市計画法第8条第1項第7号の風致地区をいう。
- 4 無人島及び都市計画法第8条第1項第9号の臨港地区は、騒音に係る環境基準の地域の類型をあてはめる地域から除く。